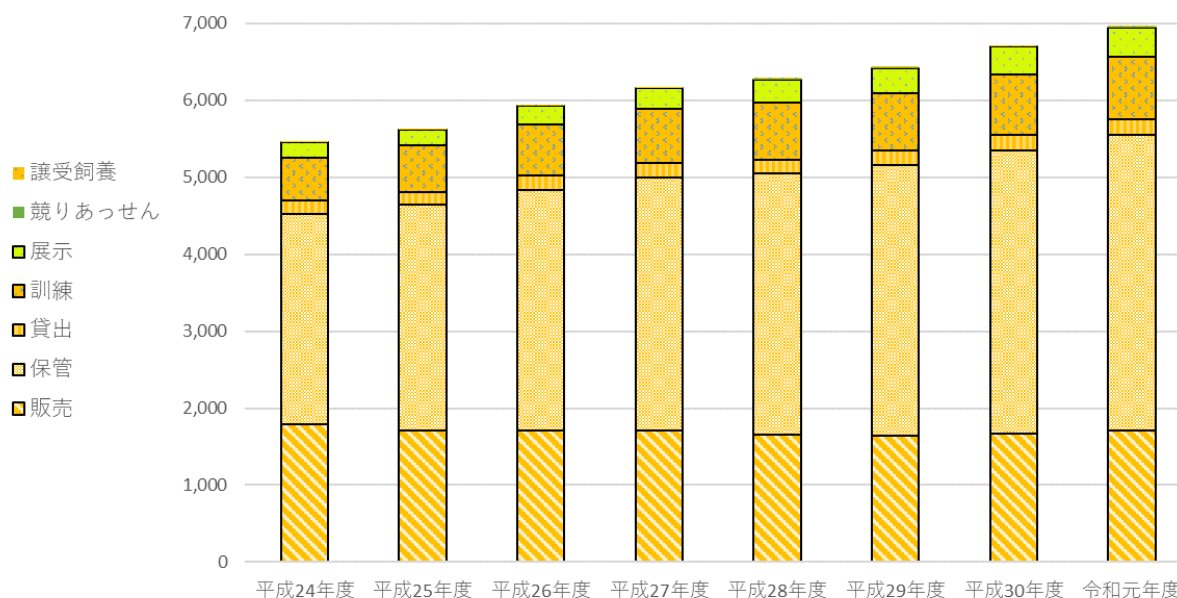


3 動物取扱業等への対応状況

動物取扱業への対応

- 🐕 都では、法律による規制に先駆けて、昭和 54 年の東京都動物の保護及び管理に関する条例制定時に動物取扱業の届出制度を導入し、平成 12 年の改正により届出制度から登録制度に移行しました。その後、平成 17 年の動物愛護管理法改正時に、法律による登録制度が規定され、翌 18 年 6 月以降は本制度に移行しています。
 - 🐕 平成 24 年の動物愛護管理法改正により、従前の動物取扱業が第一種動物取扱業とされました。また、非営利で施設を設けて動物の譲渡し等を行う者として、第二種動物取扱業の届出制度が創設されました。
 - 🐕 令和元年度の第一種動物取扱業の登録施設数は全国最多の 5,111 施設*であり、平成 24 年度の 3,911 施設と比べ、約 1,200 施設増加しています。第一種動物取扱業の分類（種別）のうち、最も多いのはペットホテル等の「保管業」3,840 施設であり、次いでペットショップ等の「販売業」1,708 施設となっています。
- * 一つの施設が複数の種別を登録する場合があるため、種別毎の施設数の合計は総施設数を上回る。
- 🐕 令和元年度の第二種動物取扱業の届出施設数は 115 施設で、届出制度が始まった平成 25 年度の 20 施設と比べ、5 倍以上に増加しています。種別数のうち、最も多いのは動物保護シェルター等を有して譲渡活動等を行う動物愛護団体等の「譲渡し業」109 施設となっています。
 - 🐕 令和元年度の第一種動物取扱業の監視件数は、延べ 4,986 件で、内訳は新規登録及び 5 年ごとの登録更新に係るものが 1,390 件、苦情等を受けて実施したものが延べ 3,596 件でした。特に、苦情等を受けて実施したものは、平成 24 年度の延べ 1,683 件と比べ大きく増加しています。
 - 🐕 近年、動物の飼養施設の管理等が不適切な事業者に対する行政処分事例が発生しており、重点的・継続的な監視指導が求められています。

東京都における第一種動物取扱業の登録の推移



	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
第一種動物取扱業登録施設数	3,911	4,103	4,333	4,493	4,613	4,715	4,899	5,111
種別数合計	5,452	5,624	5,938	6,176	6,291	6,442	6,714	6,970
販売業	1,792	1,703	1,713	1,704	1,652	1,648	1,669	1,708
保管業	2,734	2,936	3,127	3,296	3,397	3,513	3,677	3,840
貸出業	167	169	182	189	183	188	208	207
訓練業	562	603	666	698	734	744	780	806
展示業	195	206	239	273	307	329	359	387
競りあっせん業	1	2	2	2	3	3	4	3
譲受飼養業	1	5	9	14	15	17	17	19

<参考> 第一種動物取扱業の分類

種別	該当する業者の例
販売業	ペットショップ、ブリーダー
保管業	ペットホテル、トリミングサロン、ペットシッター
貸出業	ペットレンタル、タレント・モデルの動物派遣
訓練業	動物の訓練、調教
展示業	動物園、水族館、サーカス、動物カフェ
競りあっせん業	会場を設けてのペットオークション
譲受飼養業	老犬ホーム、老猫ホーム




東京都における第一種動物取扱業の監視指導状況

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
監視件数(延べ)	3,195	2,309	2,451	3,395	7,091	4,378	4,736	4,986
登録、更新時	1,512	1,073	1,058	1,018	2,508	1,628	1,477	1,390
その他(苦情等)	1,683	1,236	1,393	2,377	4,583	2,750	3,259	3,596
注意指導書交付数	11	4	12	25	6	9	9	8
行政処分等								
勧告	0	0	1	1	0	0	0	0
改善命令	1	0	1	1	0	0	0	0
業務停止命令	0	0	0	1	1	0	0	0
登録取消し	0	0	0	0	1	0	0	0
登録拒否	3	0	0	0	0	0	0	0

東京都における第二種動物取扱業の届出施設数及び種別施設数

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
第二種動物取扱業届出施設数	20	33	62	83	85	100	115
種別数	38	52	86	111	113	128	151
譲渡し業	20	30	58	77	79	94	109
保管業	9	10	15	17	17	17	22
貸出業	3	3	3	3	3	2	3
訓練業	1	1	1	2	2	2	3
展示業	5	8	9	12	12	13	14

特定動物への対応

-  都では、法律による規制に先駆けて、昭和 54 年の東京都動物の保護及び管理に関する条例制定時に特定動物の飼養・保管許可制度を導入しました。その後、平成 17 年の動物愛護管理法改正時に法律による許可制度が規定され、翌 18 年 6 月以降は本制度に移行しています。
-  令和元年度の特定動物の飼養頭数は 816 頭、飼養施設数は 117 施設、監視件数は 242 件となっています。
-  都内では、特定動物による事故、無許可飼養事例が発生しており、飼い主等には重い社会的責任が求められています。

<参考> 特定動物

ライオン、ワシ、ワニ等、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物であり、動物愛護管理法に基づき政令で定められています。

特定動物の区分の一例

哺乳綱	霊長目	ニホンザル、オランウータン など
	食肉目	ツキノワグマ、ライオン など
	長鼻目	ゾウ
	奇蹄目	サイ
	偶蹄目	キリン、カバ など
鳥綱	ひくいどり目	ヒクイドリ
	たか目	イヌワシ、コンドル など
爬虫綱	かめ目	ワニガメ
	とかげ目	ドクトカゲ、インドニシキヘビ など
	わに目	メガネカイマン、ヨウスコウワニ など

産業動物への対応

- 🐾 都が所管する畜舎について、化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）に基づく許可事務や監視指導により、畜舎及び周辺環境の衛生を確保しています。
- 🐾 令和元年度の畜舎の許可施設数は 143 施設、監視件数は 38 件となっています。